

狛江市立学校の部活動の地域移行に関する検討委員会（第5回）

令和5年10月12日（木）

午後3時30分から午後5時まで

狛江市立狛江第三中学校会議室

次 第

1 委員長から

2 報 告

（1）運動部活動の地域移行等にむけた実証事業の状況について

① 指導者の確保

② 事業の実施期間

③ 保護者説明会の開催

（2）委託業者の紹介

（3）部活動ガイドラインの改訂について

3 協 議

（1）部活動地域連携計画（R5年～7年）（案）の検討

4 その他

（1）検討委員会（第6回）の予定

日時：令和5年12月 日（ ）午後3時30分から午後5時まで

場所：未定

狛江市立学校の部活動の地域移行に関する検討委員会 委員名簿

【委員会】

	区分	氏名	備考
1	狛江市立中学校校長会会長	猪瀬 政幸	委員長 狛江第二中学校
2	狛江市立小学校校長	辻 勘助	狛江第六小学校
3	狛江市立中学校長	工藤 聡	狛江第三中学校
4	狛江市立中学校関係者（学校代表）	河埜 亮一	狛江第一中学校
5		佐内 幸治	狛江第二中学校
6		河原 成典	狛江第三中学校
7		本田 裕毅	狛江第四中学校
8	地域学校協働本部 （地域コーディネーター）	愛甲 悦子	狛江第一中学校
9		前田 正人	狛江第二中学校
10		稲垣 信博	狛江第三中学校
11		梅本 ろり絵	狛江第四中学校
12	学校運営協議会	富永 浩正	狛江第一中学校
13		蒲池 美緒	狛江第二中学校
14		白井 誠	狛江第三中学校
15		上田 英司	狛江第四中学校
16	P T A 連合会代表	篠宮 悠子	狛江市立学校 PTA連合会
17	市内関係者	堀松 英紀	狛江市体育協会理事
18		須貝 昭彦	狛江市体育協会館長
19		山田 龍彦	狛〇クラブ

【事務局】

1	狛江市教育委員会教育部	松岡 弘悟	指導室長
2		上田 智弘	教育部調整担当理事
3		鎌谷 京子	社会教育課長

令和5年度地域スポーツクラブ活動体制整備事業における実証事業について

1 実証事業の内容について

(1) 概要

狛江市立中学校における休日運動部活動の管理運営

※スポーツ庁が実施する「令和5年度地域スポーツクラブ活動体制整備事業における実証事業」として行う。受注した事業者の責任のもと、統括責任者1名と主任指導者1名ずつ配置する。

(2) 契約事業者

リーフラス株式会社

(3) 対象部活動

①野 球 部

検証内容：全ての学校に存在する部活動を合同で行う形式の検証。

実施方法：狛江第一中学校を拠点校として、全校の野球部員が合同で練習及び練習試合に参加。

主任指導者：顧問の兼職兼業により、リーフラス（株）の雇用下で指導。

②ハンドボール部

検証内容：特定の学校に存在する部活動に、他の学校の生徒が参加できる形式の検証。

実施方法：狛江第一中学校のみに存在する部活動。一中以外の学校にて練習への参加希望者を募り、合同で練習を行う。

主任指導者：リーフラス（株）が雇用、派遣する指導者が指導。

(4) 実施期間

いずれも令和6年2月29日（木）まで

※3月については学校管理下で実施する。

2 保護者説明会について

対 象：狛江市立中学校野球部及びハンドボール部の部員保護者（1～2年生）

日 時：令和5年10月21日（土） 午後3時から4時30分まで

場 所：狛江第一中学校 1号館2階 大会議室

内 容：・部活動の地域連携

- ・地域移行に関するこれまでの経緯について
- ・実証事業の内容等について
- ・指導、引率について

狛江市立中学校に係る部活動等の方針【令和5年度改訂版】

【※略称：狛江市部活動ガイドライン】

狛江市教育委員会

1 部活動の意義

部活動は、生徒の自主的・自発的な参加により行われ、スポーツや文化芸術、科学等に親しみ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものである。

生徒が将来にわたり、スポーツや文化芸術、科学等に継続して親しむことができる機会を確保し、多様な学びの場である部活動等を持続可能な環境を地域で整え、生徒の健全な育成を図るものである。

2 部活動の留意点

- (1) 学校教育の一環として、教育課程との関連が図れるように留意する。
- (2) 週休日に実施する部活動等は、学校教育との関連を図りながら、活動への参加に関して生徒・教職員に過度の負担とならないように十分に配慮する。

3 これからの部活動の考え方

- (1) 学校における部活動等は学校教育の一環として行われ、我が国のスポーツや文化芸術、科学等の振興を支えてきた。
- (2) 体力や技能・技術の向上を図る以外に、異年齢との交流の中で、生徒同士や教員または地域関係者等との人間関係の構築を図るとともに、自己肯定感を高めたりする等、教育的意義が大きいものである。
- (3) 少子化の進展や社会・経済の変化等により、教育に関わる課題が複雑化・多様化し、学校や教員だけでは解決することができない課題も増え、部活動に関しても従前同様の体制では維持が難しく、学校や地域によっては存続の危機にあり、生徒の活動機会の確保するためには学校と地域が連携して支援していく必要がある。
- (4) 将来においても、狛江市の生徒が各自のニーズに合ったスポーツ・文化芸術・科学等の活動を行うことができ、生涯にわたってスポーツや文化芸術・科学等に親しむ基盤として、部活動等を持続可能なものとするためには、部活動の在り方を学校と地域が共通理解した上で、課題を共有し解決していく必要がある。

4 指導体制等について

- (1) 顧問・管理顧問を置く（要綱第2・3条）。
- (2) 外部指導員を置くことができる（要綱第4条）。
- (3) 外部指導員は、部活動指導員と技術指導員とに分けられる（要綱4条の3）。
- (4) 顧問・管理顧問・部活動指導員は、校長の学校経営方針に則り、部活動の管理・運営・引率等を行う。
- (5) 技術指導のできない管理顧問教員のいる部活動には技術指導員を置くことができる。

5 適切な休養日等の設定

- (1) 学期中の休養日については、同一週内の平日のうち少なくとも1日を休養日とする。また、週休日については、原則として少なくとも1日以上を休養日とする。ただし東京都中学校体育連盟主催の大会、あるいはそれに準ずる大会が開催される場合など週休日の2日とも活動することが必要であると校長が認める場合は、休養日を他の日に振り替えるものとする。例えば、週休日両日が大会当日の場合や日曜

日が大会当日で、土曜日に前日練習を実施する場合などが考えられる。その場合においても、生徒に過度の負担とならないように活動時間等を配慮が必要である。

- (2) 1日の活動時間は平日では2時間程度、学校の休業日(学期中の週休日を含む)は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。ただし、対外試合等を行う場合の活動時間については、生徒の実態、部員の人数、競技の特性、相手チームの状況などを考慮することが必要であるため、「一人当たりの競技を実施している時間」や「移動時間は活動時間に含めない」など柔軟な捉え方をする。
- (3) 長期休業日中は、学期中の休養日の設定に準じた扱いを行う。生徒が十分な休養をとることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。
- (4) 原則として、定期試験1週間前及び定期試験当日、学校閉庁日は活動を行わない。
- (5) 校長は、最終下校時刻を定め、生徒の健康・安全に十分配慮する。
- (6) 朝練習を行う場合は、家庭・地域の状況、生徒の健康・安全に十分配慮し、教育課程に支障がないようにする。

6 大会引率等について

- (1) 引率者は、各大会の要項に則り、安全管理・安全指導を行い、生徒を引率する。
- (2) 市内大会や練習試合については管理顧問教員、顧問教員、部活動指導員または、校長から任命された所属職員のいずれかが行う。
- (3) 大会要項の趣旨を十分に理解の上、健康・安全に配慮する。
- (4) 練習試合においては保護者の理解を得て、過度な交通費等の経済的な負担が掛からないようにする。

7 学校の部活動に係る活動方針

- (1) 校長は「学校の部活動に係る活動方針」を策定し、教職員に周知し保護者・地域に公表する。
- (2) 校長は、定められた各部活動の休養日、活動時間を保護者・地域に公表し、運用を徹底する。
- (3) 教員等の部活動顧問は、「学校の部活動に係る活動方針」に則り、各部活動の指導方針・指導計画を作成・公表し、必要に応じて保護者・地域の協力を得るなど関係機関との連携を図る。
- (4) 校長は「学校の部活動に係る活動方針」を定められた期日までに、狛江市教育委員会に提出する。

8 外部指導員の研修について

- (1) 教育委員会及び校長は部活動指導員に任用時及び定期的にハラスメント等に関する研修を行う。
- (2) 教育委員会及び校長は、必要に応じて顧問教員及び外部指導員に適宜、適切に研修を行う。

9 その他

- (1) 狛江市立中学校が設置する部活動等は、狛江市部活動ガイドラインに準じて実施する。
- (2) 教育委員会は、部活動に関する課題について協議する組織を編成する。

狛江市立中学校の係る部活動等の方針（狛江市部活動ガイドライン）【令和5年度改訂版】 新旧対照表

	旧	新
1 部活動の意義	生徒の自主的・自発的な参加により行われる部活動は、スポーツや文化、科学等に親しみ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものである。	部活動は、生徒の自主的・自発的な参加により行われ、スポーツや文化芸術、科学等に親しみ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものである。 <u>生徒が将来にわたり、スポーツや文化芸術、科学等に継続して親しむことができる機会を確保し、多様な学びの場である部活動を持続可能な環境を地域で整え、生徒の健全な育成を図るものである。</u>
2 部活動の留意点	学校教育の一環として、教育課程との関連が図れるように留意する。	(1) 学校教育の一環として、教育課程との関連が図れるように留意する。 (2) <u>週休日に実施する部活動は、学校教育との関連を図りながら、活動への参加に関して生徒・教職員に過度の負担とならないように十分に配慮する。</u>
3 これからの部活動の考え方	(1) 学校の運動部活動等（部活動）は学校教育の一環として行われ、我が国のスポーツ等の振興を支えてきた。 (2) 体力や技能の向上を図る以外に、異年齢との交流の中で、生徒同士や教員等との人間関係の構築を図ったり、自己肯定感を高めたりする等、教育的意義が大きい。 (3) 少子化の進展や社会・経済の変化等により、教育等に関わる課題が複雑化・多様化し、学校や教員だけでは解決することができない課題も増え、 <u>運動部活動等（部活動）</u> に関しても従前同様の体制では維持が難しく、 <u>学校や地域によっては存続の危機にある。</u> (4) 将来においても、狛江市の生徒が各自のニーズに合ったスポーツ・文化・科学等の活動を行うことができ、 <u>生涯スポーツや文化・科学的活動等に親しむ基盤として、運動部活動等（部活動）を持続可能なものとするためには、運動部活動等（部活動）の在り方の抜本的な改革に取り組む必要がある。</u>	(1) 学校の部活動等は、学校教育の一環として行われ、我が国のスポーツや文化芸術、科学等の振興を支えてきた。 (2) 体力や技能・技術の向上を図る以外に、異年齢との交流の中で、生徒同士や教員または地域関係者等との人間関係の構築を図るとともに、自己肯定感を高めたりする等、教育的意義が大きいものである。 (3) 少子化の進展や社会・経済の変化等により、教育等に関わる課題が複雑化・多様化し、学校や教員だけでは解決することができない課題も増え、 <u>部活動</u> に関しても従前同様の体制では維持が難しく存続の危機に陥るため、 <u>生徒の活動機会の確保するためには学校と地域が連携して支援していく必要がある。</u> (4) 将来においても、狛江市の生徒が各自のニーズに合ったスポーツ・文化芸術・科学等の活動を行うことができ、 <u>生涯にわたってスポーツや文化芸術・科学等に親しむ基盤として、部活動を持続可能なものとするためには、部活動の在り方を学校と地域が共通理解した上で、課題を共有し解決していく必要がある。</u>
4 指導体制等について	(1) 顧問・管理顧問を置く（要綱第2・3条）。 (2) 外部指導員を置くことができる（要綱第4条）。 (3) 外部指導員は、部活動指導員と技術指導員とに分けられる（要綱4条の3）。 (4) 顧問・管理顧問・部活動指導員は、校長の学校経営方針に則り、部活動の管理・運営・引率等を行う。 (5) 技術指導のできない管理顧問教員のいる部活動には技術指導員を置くことができる。	(1) 顧問・管理顧問を置く（要綱第2・3条）。 (2) 外部指導員を置くことができる（要綱第4条）。 (3) 外部指導員は、部活動指導員と技術指導員とに分けられる（要綱4条の3）。 (4) 顧問・管理顧問・部活動指導員は、校長の学校経営方針に則り、部活動の管理・運営・引率等を行う。 (5) 技術指導のできない管理顧問教員のいる部活動には技術指導員を置くことができる。
5 適切な休業日等の設定	(1) 学期中の休業日については、同一週内の平日のうち少なくとも1日を休業日とする。また、 <u>土日については、原則として少なくとも1日以上を休業日とする。あるいは活動日を月5日程度にする。</u> ただし、東京都中学校体育連盟主催の大会、あるいはそれに準ずる大会が開催される場合など土日の2日も活動することが必要であると校長が認める場合は、休業日を他の日に振り替えるものとする。例えば、 <u>土日両日が大会当日の場合や日曜日が大会当日で、土曜日に前日練習を実施する場合などが考えられる。</u> (2) <u>長期休業日中は、学期中の休業日の設定に準じた扱いを行う。生徒が十分な休業をとることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休業期間（オフシーズン）を設ける。</u> (3) <u>1日の活動時間は平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の土日を含む）は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。ただし、対外試合等を行う場合の活動時間については、生徒の実態、部員の数、競技性、相手チームの状況などを考慮することが必要であるため、「一人当たりの競技を実施している時間」や「移動時間は活動時間に含めない」など柔軟な捉え方をとする。</u> (4) 原則として、定期試験1週間前及び定期試験当日、学校閉庁日は活動を行わない。 (5) 校長は、季節に応じた適切な最終下校時刻を定め、生徒の健康・安全に十分配慮する。 (6) 朝練習を行う場合は、家庭・地域の状況、生徒の健康・安全に十分配慮し、教育課程に支障がないようにする。	(1) 学期中の休業日については、同一週内の平日のうち少なくとも1日を休業日とする。また、 <u>週休日については、原則として少なくとも1日以上を休業日とする。ただし、東京都中学校体育連盟主催の大会、あるいはそれに準ずる大会が開催される場合など週休日の2日も活動することが必要であると校長が認める場合は、休業日を他の日に振り替えるものとする。例えば、週休日両日が大会当日の場合や日曜日が大会当日で、土曜日に前日練習を実施する場合などが考えられる。その場合においても、生徒の過度な負担とならないように活動時間等を配慮が必要である。</u> (2) <u>1日の活動時間は平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週休日を含む）は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。ただし、対外試合等を行う場合の活動時間については、生徒の実態、部員の数、競技の特性、相手チームの状況などを考慮することが必要であるため、「一人当たりの競技を実施している時間」や「移動時間は活動時間に含めない」など柔軟な捉え方をとする。</u> (3) <u>長期休業日中は、学期中の休業日の設定に準じた扱いを行う。生徒が十分な休業をとることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休業期間（オフシーズン）を設ける。</u> (4) 原則として、定期試験1週間前及び定期試験当日、学校閉庁日は活動を行わない。 (5) 校長は、最終下校時刻を定め、生徒の健康・安全に十分配慮する。 (6) 朝練習を行う場合は、家庭・地域の状況、生徒の健康・安全に十分配慮し、教育課程に支障がないようにする。
6 大会引率等について	(1) 引率者は、各大会の要項に則り、安全管理・安全指導を行い、生徒を引率する。 (2) 市内大会や練習試合については管理顧問教員、顧問教員、部活動指導員または、校長から任命された所属職員のみで行う。 (3) 大会要項の趣旨を十分に理解の上、健康安全に配慮する。 (4) 練習試合においては十分保護者の理解を得て、過度な交通費等の経済的な負担が掛からないようにする。	(1) 引率者は、各大会の要項に則り、安全管理・安全指導を行い、生徒を引率する。 (2) 市内大会や練習試合については管理顧問教員、顧問教員、部活動指導員または、校長から任命された所属職員のみで行う。 (3) 大会要項の趣旨を十分に理解の上、健康・安全に配慮する。 (4) 練習試合においては十分保護者の理解を得て、過度な交通費等の経済的な負担が掛からないようにする。
7 学校の部活動に係る活動方針	(1) 校長は「学校の部活動に係る活動方針」を策定し、教職員に周知し保護者・地域に公表する。 (2) 校長は、定められた各部活動の休業日、活動時間を保護者・地域に公表し、運用を徹底する。 (3) 教員等の部活動顧問は、「学校の部活動に係る活動方針」に則り、各部活動の指導方針・指導計画を作成・公表し、必要に応じて保護者・地域の協力を得るなど関係機関との連携を図る。 (4) 校長は「学校の部活動に係る活動方針」を定められた期日までに、狛江市教育委員会に提出する。	(1) 校長は「学校の部活動に係る活動方針」を策定し、教職員に周知し保護者・地域に公表する。 (2) 校長は、定められた各部活動の休業日、活動時間を保護者・地域に公表し、運用を徹底する。 (3) 教員等の部活動顧問は、「学校の部活動に係る活動方針」に則り、各部活動の指導方針・指導計画を作成・公表し、必要に応じて保護者・地域の協力を得るなど関係機関との連携を図る。 (4) 校長は「学校の部活動に係る活動方針」を定められた期日までに、狛江市教育委員会に提出する。
8 外部指導者の研修について	(1) 教育委員会及び校長は部活動指導員に任用時及び定期的に研修を行う。 (2) 教育委員会及び校長は、必要に応じて顧問教員及び外部指導員に適宜、適切に研修を行う。	(1) 教育委員会及び校長は部活動指導員に任用時及び定期的にハラスメント等に関する研修を行う。 (2) 教育委員会及び校長は、必要に応じて顧問教員及び外部指導員に適宜、適切に研修を行う。
9 その他	○運動部活動以外の部活動についても、当分の間、本狛江市部活動ガイドラインに準じて実施する。 ○文化部の学校の休業日（学期中の土日も含む）の活動時間については、文化部活動の特性を踏まえ、今後示される文化庁の「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（仮称）」が策定されるまで、柔軟な対応を行う。	(1) 狛江市立中学校が設置する部活動は、本狛江市部活動ガイドラインに準じて実施する。 (2) 教育委員会は、部活動に関する課題について協議する組織を編成する。

狛江市立学校部活動地域連携推進計画（案）

少子化の中で、生徒がスポーツや文化芸術活動に親しむことができる機会を確保し、部活動の教育的な意義を継承し、新たな価値が創出されるよう、持続可能で多様な環境を整え、「地域の子どもたちは、学校を含めた地域で育てる」という意識を共有して、望ましい成長を促進し、健全な育成を図ることに資する。

部活動の地域連携・地域移行に向けた動き

- 【国の動き】
- 令和4年6月 運動部活動の地域移行に関する検討会議からの提言
 - 令和4年8月 文化部活動の地域移行に関する検討会議からの提言
 - 令和4年12月 学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する総合的なガイドラインの策定
- 【東京都の動き】
- 令和5年3月 学校部活動及び新たな地域クラブ活動に関する総合的なガイドラインの策定
 - 令和5年3月 学校部活動の地域連携・地域移行に関する推進計画の提示

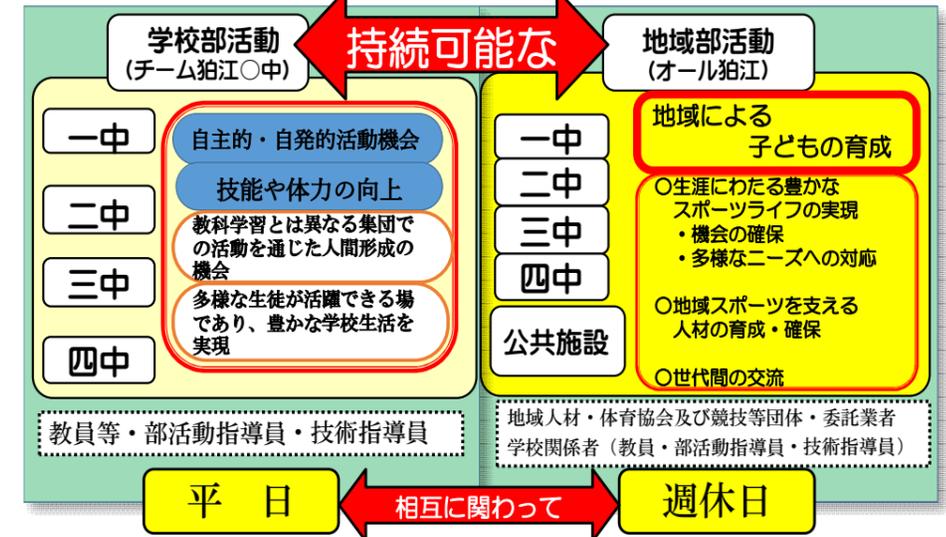
狛江市の動き

- 令和4年12月 狛江市立学校の部活動の地域移行に関する検討委員会の設置
 - 令和5年1月 第1回狛江市立学校の部活動の地域移行に関する検討委員会開催
 - 令和5年3月 第2回狛江市立学校の部活動の地域移行に関する検討委員会開催
 - 令和5年4月 第3回狛江市立学校の部活動の地域移行に関する検討委員会開催
狛江市立中学校における合同部活動の開始（野球部）
スポーツ庁「部活動の地域移行に向けた実証事業」実施委託地区に決定
 - 令和5年6月 第4回狛江市立学校の部活動の地域移行に関する検討委員会開催
 - 令和5年10月 実証事業開始（野球部・ハンドボール部）
- ※令和5年度内に第5回～第8回の検討委員会を開催予定

推進計画（令和5年度～7年度）

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度以降
	準備・検討期間	計画推進期間		
	部活動の地域移行に関する検討委員会	（仮称）部活動推進連絡協議会（年4回開催）		
検討・協議内容	<ul style="list-style-type: none"> 現状と課題の把握 課題整理 	<ul style="list-style-type: none"> 合同部活動試行実施 ガイドラインの改訂 推進計画の策定 実証事業（国）の検証 費用負担の在り方 指導者の確保（部活動指導員等の配置等） 支援団体等との連携 	<ul style="list-style-type: none"> 委託事業（国）の活用 補助事業（都）の活用 費用負担の在り方 指導者の確保（部活動指導員等の配置等） 支援団体等との連携 実施部活動の調整 	<ul style="list-style-type: none"> 指導者の確保 費用負担の在り方 支援団体等との連携 実施部活動の運営
実施部活動		野球・ハンドボール	野球・ハンドボール +1 文化部活動	休日部活動地域連携の順次拡大
地域連携の形		休日拠点校	運動部休日拠点校 文化部活動未定	

目指す姿



- （1）学校部活動の現状と課題について整理するとともに、持続可能な部活動の運営について協議する。
- （2）新たなスポーツ・文化芸術・科学等の環境整備や支援の在り方、実施するにあたっての方策を協議する。
- （3）学校の働き方改革の観点を踏まえた部活動指導員等の指導者の確保及び質の向上について協議する。
- （4）休日の部活動における費用負担の在り方及び大会参加の方法、保護者への説明等について協議する。

- 【生徒】
- ・在籍する学校に設置がない部活動でも活動ができる。
 - ・他校との交流により、学校生活への向上心が高まる。
 - ・技術、技能の向上が図られ、意欲的に活動している。
- 【学校】
- ・安全に活動できる環境を整えている。
 - ・部活動への関わりについて、保護者・地域の理解を促進している。
- 【保護者・地域等】
- ・部活動を支援し、学校と連携して生徒の成長を見守っている。
 - ・部活動に積極的に関与し、生徒の活動を保障している。